

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
0303. 90	<p><u>1. からふとししゃも (Cape lin) の卵</u></p> <p><u>本品は、塩の含有量（重量比）が 1% 以下で、マイナス 18 度で冷凍された、6~12 キログラムの塊のものである。本品は、食用に供する前に更なる加工が行われる。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)
0305. 20	<p><u>1. だんご魚 (Lump Fish) の卵</u></p> <p><u>本品は、塩水漬けのもので、塩の含有量（重量比）が 15~18% で、105 キログラムのたる詰めにされたもの。塩分が多いため、食用に供する前に更なる加工が行われる。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)
2009. 90	<p><u>1. 発酵していない香辛料（しょうが）入りの混合ジュース</u></p> <p><u>本品は、きゅうりジュース（30%）、セルリージュース（20%）、りんごジュース（20%）、ほうれん草ジュース（20%）、パセリジュース（4%）、レモンジュース（4%）及びしょうが（2%）から成る。そのまま飲用に供されるもので、小売用のボトルに入れられている。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
3923. 10	<p><u>1. 陳列用の容器</u></p> <p><u>本品は、プラスチック製のトレイ及びプラスチック製のドーム型の蓋から成るもので、食品の陳列、包装及び運搬に使用される。この種の容器は、様々な形状のものがある。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
3923.10	<p><u>2. 容器</u></p> <p><u>本品は、プラスチック製で、食品の陳列、包装及び運搬に</u> <u>使用される。一边が閉じられ、その他の辺は開いている。こ</u> <u>の種の容器は、様々な形状のものがある。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 		(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3923. 10 <u>3. 鶏卵用の容器</u></p> <p><u>本品は、プラスチック製で、一辺が閉じられ、他の三辺は開いている。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
3923.90	<p><u>2. トレイ</u></p> <p>本品は、<u>プラスチック</u>製で、物を固定するための仕切りを有する。本品は、蓋が無く、例えば<u>ハードディスクドライブ</u>又は<u>電子機器</u>等の、包装用に使用される。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)
3923.90	<p><u>3. トレイ</u></p> <p>本品は、<u>プラスチック</u>製で、蓋が無く、<u>食品の包装用</u>に使用される。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>6106.20 1. 袖及び襟無しの衣類（メリヤス編みのもの）</p> <p><u>本品（ポリエステル短纖維 65%、綿 35%）は、ネックラインにリボンの飾り、袖ぐりの肩部分にひだがついている。背面のネックラインの一部が開いており、ボタンで留めるようになっている。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>6109.90</p> <p><u>1. 女子用の袖及び襟無しの衣類（メリヤス編みのもの）</u></p> <p><u>本品（ナイロン 92%、スパンデックス（elastane）8%）は、</u> <u>セミラウンドのネックラインで、肩紐を有する。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
6110.20 <u>2. ベスト（メリヤス編みのもの）</u> <p>本品は、表地が 100% 綿製で、詰物をした薄い層（外気に 対する身体の保護を行うものではない）、65% ポリエステル短 纖維、35% 綿の織物製の裏地がついている。正面が開いてい る。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>6110.30 <u>2. 女子用の半袖の衣類（メリヤス編みのもの）</u></p> <p><u>本品（アクリル 100%）は、ロールネックで、開襟でない。</u> <u>縦 10 センチメートル、横 10 センチメートルの範囲で数えた</u> <u>編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ 1 センチメートル</u> <u>につき 10 以上である。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
6110.30 <p><u>3. 男子用の長袖の衣類（メリヤス編みのもの）</u></p> <p><u>本品（ポリエステル短纖維 76%、綿 24%）は、襟及び裏地が無く、上半身用のものである。本品は、正面で左を右の上にして閉じるもので、下部にポケットを有する。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>6114.30</p> <p><u>2. 女子用の半袖の衣類（メリヤス編みのもの）</u></p> <p><u>本品（ポリエステルの短纖維 68%、綿 32%）は、開襟でなく、胸部より下にフリルの飾りを有する。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	<p>（新規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
6202. 13	<p><u>1. 長袖の衣類</u></p> <p><u>本品は、ポリエステル製の織物から作られ、襟及びポケットを有する。大腿部中央の下までの長さで、正面が開いており、ボタン及びベルトにより右を左の上にして留める。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 		(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
6202.93	<p><u>1. アノラック様の衣類</u></p> <p><u>本品は、ポリエステル製の織物から作られ、ウエストの下まで届き、襟、フード及びサイドポケットを有する。ファスナー、プレススタッド及びベルトにより左を右の上にして留めるが、衣類の裁断により女子用の衣類であると明らかに判別することができる。そこにゴム編みのウエストバンド及び絞るための締めひもを有する。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 		(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>7115.90</u></p> <p><u>1. 中空のマイクロスフィア</u></p> <p><u>本品は、直径 0.05 ミリメートル未満のもので、化学めっき工程によって、中空のガラス製マイクロスフィアの表面に銀コーティングを施すことによって得られる。銀の含有量（重量比）が 20%以上、ガラスの含有量（重量比）が 80%以下である。本品は、導電性ペイントの製造において、導電性充填剤として用いられる。</u></p> <p><u>通則 1（第 71 類注 1（b）及び 2（A））及び 6 を適用</u></p>	
<p><u>8431.49</u></p> <p><u>2. アルミニウム製のラジエーター</u></p> <p><u>本品（985mm × 530mm × 145mm）は、エキスカベーター用のものである。冷媒から空気に熱を伝えることにより、エキスカベーターのエンジンから出る冷媒を冷却するように設計されている。冷媒は再びエンジンに戻る。</u></p> <p><u>通則 1（第 16 部注 2（b））及び 6 を適用</u></p> <p><u>8714.10/1 参照</u></p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> 

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8433.90 1. ドラムハウジング</p> <p>本品は、ケーシングと 3 つのドラム（ローターフィーダー、脱穀ドラム、ビーター）から成るコンバイン用もので、穀粒を脱穀処理中に穂から分離することができる。脱穀ユニットは、それ自体に駆動装置を内蔵していないが、コンバインの単一のディーゼルエンジンにより駆動する、プーリー及びベルト装置によって作動する。</p> <p>通則 1（第 16 部注 2（b））及び 6 を適用</p> <p>1. 切断機構付き搬送路 2. キャブ付きオペレーター用プラットフォーム 3. 穀粒貯蔵タンク 4. 選別 5. 洗浄 6. 駆動車軸</p>	<p>（新規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
8467. 19	<p><u>1. 空気圧剪定ばさみ</u></p> <p><u>本品は、太い円柱（ハンドグリップ）にピストンとブレードが組み込まれたもので、使用者の親指及び人差し指により、ピストンを介して押し出される圧搾空気によって作動する。</u></p> <p><u>使用中に手で保持するように設計されており、延長ロッド（アーム。伸縮可能なものも含む。）に取り付けることができる。</u></p> <p><u>樹木の剪定に使用される。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)



新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8517.70 3. 導電性強化ガラス</p> <p><u>本品は、タッチスクリーン式の携帯電話製造用のもので、長さ 165mm、幅 86mm、高さ 0.55mm である。</u></p> <p><u>ガラスは、強化及び切断（穴あけ及び面取り加工を含む）されるだけでなく、次の印刷処理が行われる。</u></p> <p>(1) <u>導電性インクを用いた企業ロゴ及び導電ドットの印刷</u> (2) <u>タッチスクリーン操作の誤動作または操作できないことを防止し、液晶ディスプレイ（LCD）のバックライトユニットからの光を遮断するための、非導電性・耐熱遮蔽インクを用いた非導電性の縞模様の印刷</u> (3) <u>電話の組立て後、赤外線センサーへの光の透過を確保する 2 つの赤外線インクスポットを印刷</u> (4) <u>非導電性・耐熱インクを用いたタッチアイコンの印刷</u></p> <p><u>通則 1（第 16 部注 2（b））及び 6 を適用</u></p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>表 裏</p> </div>	<p style="text-align: right;">(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8536.90 <u>2. パッチパネル (50 ポート)</u></p> <p><u>本品は、IP（インターネットプロトコル）通信ネットワークや音声通信ネットワーク（電話）のケーブルシステムの配線を簡素化するためのもので、信号を増幅、再生、又は変換しない、非アクティブ連結装置である。50 個の RJ45 ポートを有し、それぞれがユーザワークステーションと対応する。</u></p> <p><u>本品によって、各ユーザワークステーションはスイッチ、ハブ、ルーターに連結し、ネットワークへの接続が可能になる。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
8714. 10	<p><u>1. アルミニウム製のラジエーター</u></p> <p><u>本品 (359mm × 181mm) は、モーターサイクル用のものである。冷媒から空気に熱を伝えることにより、モーターサイクルのエンジンから出る冷媒を冷却するように設計されている。冷媒は再びエンジンに戻る。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u> <u>8431. 49／2 参照</u></p> 		(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>9403.20 <u>3. スチール製キャビネット</u></p> <p>本品は、高さ 2,000mm (45RU)、幅 600mm、奥行き 600mm の床置型で、次の仕様からなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> —施錠可能なガラス製の前扉 —後面開放 —底面開放（台座なし） —取り外し及び施錠可能な側面扉（キャビネットを並べて設置し、接する面を取り外すことで、両キャビネット内の装置の相互接続が可能になる） —キャビネットの側壁にねじ止めされた 4 つの穴あき支柱（設備を内部に収納し、ボルトでの固定を可能にする） <p>本品は、パッチパネル（50 ポート）と共に提示される。パッチパネルはキャビネットの内部に合わせて設計されているが、運送を容易にするために組み立てずに供給される。その他の設備（遮断機、サービスボード、電源ソケット、ジャンパーバー／ケーブル及びルーター）はキャビネットとともに提示されず、後からキャビネットの内部に取り付けられる。</p> <p>キャビネットと共に提示されるパッチパネルは、分離して分類される。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u> <u>8536.90/2 参照</u></p> 	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>9403.20 <u>4. スチール製キャビネット</u></p> <p><u>本品は、高さ 605mm (12RU)、幅 600mm、奥行き 600mm の壁面取付型で、次の仕様からなる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>一 施錠可能なガラス製の前扉</u> <u>一 後面開放（後面は壁に取り付ける。）</u> <u>一 キャビネットの側壁にねじ止めされた 2 つの穴あき支柱（設備を内部に収納し、ボルトでの固定を可能にする）</u> <u>一 空気の流れを良くするための穴のあいた上部及び下部</u> <u>一 ケーブルを接続するためのキャビネットの下部の特別な設備（スペース）</u> <u>本品とは別に提示されるパッチパネルが後からキャビネットの内部に取り付けられるが、その他のネットワークハードウェア、給電装置及び配信装置を取り付けることも可能である。</u> <p><u>通則 1 (第 94 類注 2 (a)) 及び 6 を適用</u></p> 	<p>(新規)</p>